

審理(2)目

明らかになる全容

被告人はなぜ刺したのか、なぜナイフを持っていたのか。情状を含めた事件の全体像が次第に明らかになっていきます。

●被告人の妻の証言

被告人の妻は事件のいきさつを知っているただ1人の証人です。

被告人の妻は「駅の階段を下りていたら被害者がいきなり夫を突き飛ばし、夫はそのまま階段の下まで転げ落ちた。そして、被害者はさらに殴ったり蹴ったりした。」

止めようとしたが、自分も突き飛ばされた」と証言しました。また「自分は妊娠3か月だった」とも証言しました。

●被告人質問

弁護人や検察官の質問に対し、被告人が答えます。

被告人は「弁護人の質問に対し「被害者から激しい暴力をふるわれ、自分と妻の身を守るためには被害者を刺すしかなかった」と述べました。

また、事件当時ナイフを持っていた理由については「前から欲しかった魚釣り用のナイフをやっと買ったので、うれしくて、

対立する主張、あなたならどう裁くのか。

評議そして判決へ

審理の最終局面、裁判員は判決の内容を決める最終評議に臨むこととなります。

●検察官の論告・求刑

検察官が被告人に科すべき量刑や事件の事実面、法律面に関する意見を述べます。

検察官は「目撃者の証言や被告人が述べた内容から、刺される直前に被害者は立ち去ろうとしており、被告人には正当防衛が成立しない」との意見を述べました。そして、検察官は、犯行の態様の悪質さや再

犯の可能性などを指摘して「被告人には懲役8年とナイフの没収という刑が相当である」と述べました。

●被害者の母親(被害者参加人)の意見陳述

被害者の母親が、被害者参加人として事件について意見を述べます。

被害者の母親は「被告人を重く処罰して欲しい」との意見を述べました。

「被害者やその遺族が「被害者参加人」として刑事手続に参加する場合、検察官の論告・求刑に引き続き、意見を述べることができるようになりました。」

●弁護人の最終弁論

証拠調べの結果を踏まえて、弁護人が事件について最終的な意見を述べます。

弁護人は「被害者が当時相当に興奮していたと考えられることから、被告人が被害者を刺さなければ、その後も暴行を加えていた可能性は十分にあり、正当防衛が成立することは明らかである」と述べました。

●被告人の最終陳述

被告人が最終的な意見を述べます。

被告人は「被害者を死なせてしまったことは重く受け止めている」と語った上で、これからの生き方について決意を述べました。

刑事事件では「疑わしきは被告人の利益に」という「無罪推定」の原則があります。被告人が犯罪を犯したことを証明する責任は検察官にあり、疑いのないまでに立証できない場合は、被告人は無罪となります。この事件でも「被害者による暴行が続いていた」という疑いが残る場合は、正当防衛成立(急迫不正の侵害があった)と、被告人に有利に判断することになります。この疑いが残るかどうかが、ポイントになります。

●評議(最終評議)

法廷での審理が終わり、裁判官3人、裁判員6人が、別室で評議します。

最終評議は、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを議論し、結論を出す場です。ここで判決の内容を決めます。証拠に基づく事実認定から量刑判断へと評議は進んでいきます。殺

つ持ち歩いてしまった」と述べました。

次に検察官は、法廷で隣に座っている被害者の母親に「被告人に質問したいことがあるか」を確認後、母親の意向を踏まえ「息子を失った母親の気持ちが分かるか」と被告人に尋ねました。

その後、被告人の前歴についても質問され、検察官は「傷害事件で保護観察処分を受けたという前歴があるにもかかわらず、ナイフを持っていたことは安易ではないか」と被告人を追及しました。

一方、弁護人は、その前歴は10年以上前のことで、その後、まじめに働いて結婚もしたということについて被告人を確認しました。

●被害者の母親の証人尋問

母親の証言によって、被害者の人柄が明らかになります。

被害者が母親に対して「誕生日のお祝い、おいしい店を予約しておくから」という内容のメールを携帯電話から送信していたことが明らかになりました。

事件当時の事実関係に関する証拠の取調べの後に、被告人の前歴や被害者の母親の心情といった量刑に関する事情(情状)についても証拠の取調べが行われています。「事件」と「情状」の証拠の取調べは、できる限り区別して行うことが望ましいと考えられています。

弁護人は暴行に対する正当防衛が成立すると主張。

検察官は犯行の悪質さを指摘し、懲役8年を求刑。



人罪では、刑の種類を「死刑」「無期懲役」「有期懲役(懲役5年から20年の間に定める)」から選択することになります。

評議では自分の意見を述べるのが大切です。他の人の意見を聞いて納得できれば、自分の意見を変えてもかまいません。議論を尽くしても全員一致で結論が得られない場合には、多数決で結論を決めることとなります。量刑は法廷で取り調べられた証拠のみによって判断されます。評議では裁判員が戸惑うことなく量刑についての意見を述べられるように、過去の同種の事件における量刑の傾向をグラフ化した資料なども用意されます。

●判決宣告

評議の結果に基づいて法廷で裁判長から判決が宣告されます。

これで裁判は終わり、裁判員の仕事も終了です。おつかれさまでした。検察官の求刑は懲役8年でしたが、あなたはどのようなに判断しましたか？ 次は模擬裁判ではなく、実際にあなたが裁判員に選ばれ、法廷での審理に参加することになるかもしれません。このように、国民が裁判を身近にとらえることで、司法に対する理解と信頼が深まることが期待される裁判員制度。みなさんの視点や感覚が反映されるこの制度は、平成21年5月21日からスタートします。



「裁判員も証人や被告人に直接質問することができます。「証人尋問」や「被告人質問」の際、疑問に思ったことがあれば、遠慮なく裁判長に申し出てください。」